

# 平成30年度 入札監視委員会議事概要

陸上自衛隊西部方面隊

開催日及び場所	平成30年9月11日(火) 九州防衛局 第1会議室
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授) 松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 柴田 祐二 (公認会計士) 多川 一成 (弁護士)

## II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
審議対象件数	21,808件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	3件	(審議概要) 1 発注実績について 2 抽出事案について
一般競争	2件	
指名競争	0件	
随意契約	1件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	<b>【発注実績について】</b> 特になし  <b>【抽出事案について】</b> <b>1 〔春日駐屯地電力需給〕</b> (一般競争)(一者応札) ・ 1者応札の要因及び落札率が100%となった経緯について説明された。  ・ 声掛けをしたが、不参加だった業者に聞き取りは行ったのか。	・ 入札公告により参加業者を募った上、公告期間中に3者に声掛けを行ったが、結果として1者応札となったものであり、明確な理由は不明である。 落札率については、九州電力の約款に基づき予定価格を積算したため、100%となったものである。  ・ 落札後に、聞き取りを実施したが、不参加の理由については、社内事情ということで、明確な回答は得られていない。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・他者が落札している高遊原分屯地及び竹松駐屯地における電気料も、春日駐屯地と同様に1者応札であるが、要因は何か。</p> <p>・前年度・前々年度の契約の状況は。</p> <p>・富野分屯地の電気料は、契約業者が同じであるが、落札率が約92%である。その理由は何か。</p> <p>・落札率の違いは、駐屯地の規模及び電力使用量の違いが関係しているのか。また、高遊原分屯地及び竹松駐屯地と春日駐屯地の電力使用量の差はどうか。</p> <p>・春日駐屯地は、電力使用量が九州内で一番大きく、他社が契約できないような背景があるのか。</p> <p>・九州電力の約款に基づき予定価格を作成し、複数者に声掛けをした結果、1者応札かつ落札率100%であれば問題ないかと思われる。</p> <p>・落札率100%については、なるべくしてなったという説明が出来るようにして欲しい。また、本件は単価契約であるが、予定数量と実績に差があったのか。そのために、他社が対応出来なかったのかを考える必要がある。</p> <p>・電気に係る契約が、駐屯地により件名が異なるのは何か違いがあるのか。</p>	<p>・入札日及び公告日は異なるが、春日駐屯地と同様に入札公告及び3者に対する声掛けを実施したが、結果として1者応札となったものであり、こちらも明確な要因は不明である。</p> <p>・入札は毎年実施しているが、春日駐屯地においては、前年度・前々年度ともに九州電力と契約をしており、1者応札である。</p> <p>・推測になるが、金額については各営業所長の権限で、ある程度の幅があると思われる。</p> <p>・富野分屯地は、普通の駐屯地よりも規模が小さい上、春日駐屯地には自衛隊福岡病院があり、入院患者のために空調や医療機器が昼夜稼働しているため、電力使用量は圧倒的に春日駐屯地の方が大きく、1年で大きく差が出る。高遊原分屯地及び竹松駐屯地と春日駐屯地の差は把握していない。</p> <p>・規模的には大きい部類には入るが、一番大きいとは思われない。</p> <p>・仕様書の内容は電力量及び電圧以外はほぼ同一であり、契約内容に違いはない。要求元から提出される調達要求書に記載された件名を使用している。このため、契約する駐屯地によって表現に差違が生じたものである。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・同様の言葉は、統一するルールがあった方が良い。病院を有する駐屯地と単なる駐屯地では、意味合いが異なってくることもあり、検討が必要である。</p> <p><b>2〔給食業務部外委託及び食器洗淨作業部外委託〕</b>  (一般競争)(複数者応札)</p> <p>・落札率100%及び契約の経緯について説明されたい。</p> <p>・初度入札において、2回目の入札金額が1回目よりも上昇している業者があるが、なぜか。</p> <p>・再度公告入札を実施する際に、予定価格の見直しを行ったということであるが、具体的にどこを見直したのか。</p> <p>・積算価格が初度入札時と、再度公告入札時に見直した際に差が大きい。前年度及び前々年度の金額等と比べ、何か変わった点があったのか。また、賃金が10%も上昇したのか。</p>	<p>・検討する。</p> <p>・初度入札において、1回目の入札で予定価格に達しなかった。郵便による入札参加者がいたため、日を改めて2回目の入札を実施したが不調となった。後日、再度公告入札を実施したが、その際、予定価格の見直しを行い、積算価格と初度入札の最低入札価格を比較して、安価であった最低入札価格を予定価格とした。入札の結果、落札業者が予定価格と同額で落札したものである。</p> <p>・入札後に、当該業者に聞き取りを実施したところ、再度積算した金額であり、これ以上は下げられないということであった。</p> <p>・人件費の単価を見直した。当初、大分県下の最低額を平均して積算していたが、再度公告入札の際には別府市内のホテル業等、同業種の時給と比較し、市場価格を採用した。</p> <p>・平成29年度に最低賃金が上昇した。10%は上昇していないが、観光業は上がっており、駐屯地近傍はパートの賃金が上昇している。人材確保のために周囲の労働環境を考慮せざるを得ない。別府市内のホテル・旅館及び駐屯地近傍の病院の給食業務及び食器洗淨業務の時給を参考とした。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・昨年度までが、安値で発注していたのではないかと。市場環境の変化により人の供給側が逼迫し、需要側として人件費を高く積算する必要がある際に、その人件費をどのような基準で設定するかということに具体的な根拠があった方がよろしい。また、本件の積算価格の根拠を方面隊全体で精査して頂きたい。</p> <p>・糧食については、安定的な確保が非常に重要なことだと思われる。市場価格との兼ね合いによるのは、不安定さは免れない。対策を講じていくべきである。また、毎年必ず調達するものなので、算定根拠を明確にすることが大事である。</p> <p><b>3 [診療業務]</b> (随意契約)</p> <p>・業務内容及び落札率100%並びに随意契約の経緯について説明された。</p> <p>・契約相手方を選定した理由は何か。</p> <p>・隊員の健康を考えると、個人の推薦という形より、安定的な仕組みが必要ではないか。</p> <p>・契約相手方の医師が病気になった場合、どうするのか。</p>	<p>・参考としたい。</p> <p>・検討する。</p> <p>・本件は、自衛隊熊本病院における皮膚科の診療委託業務である。落札率については、上級部隊からの承認通知により示された時間単価による契約となるために100%となる。また、自衛隊熊本病院には皮膚科の医師が居ないため、委託医師の常駐を上級部隊へ申請後、承認通知により委託医師として契約できるため、競争の性質上、競争契約に適さないものであり、随意契約としている。</p> <p>・皮膚科の医師を選定する際に、熊本医師会に協力を仰いだが、協力を得られなかったため、当時熊本病院に勤務していた医師の推薦により決定した。診療の質は問題なく、隊員を良く診てもらっている。</p> <p>・仕組みがあればいいが、なかなか難しい。現状では、個人による推薦という形を取らざるを得ない状況である。</p> <p>・再度、上級部隊へ上申し、手続きを行うが、医師会等からの推薦という形では難しいので、個人からの推薦になる。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・時間単価1万円というのは、安すぎるのではないか。また、各診療科によって時間単価は異なるのか。</p> <p>・糧食と同様、重要だが非常に不安定な形になっている。随意契約の相手方が不履行になった場合の対応及び規則的な仕組みを考えられた方が良い。弁護士会には推薦制度がある。地域貢献、社会貢献ということで医師会と連携が取れるよう努力して頂きたい。</p> <p>・相手方をどのように選定するか、随意契約ならば根拠を明確にする。現状は、個人からの推薦に依らざるを得ない非常に不安定な状況であるが、何らかの確固たる形が出来るように努力して頂きたい。</p>	<p>・基準は、時間単価7,500円であり、地域性等を考慮して、各病院で上申ししている単価である。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	